

## 新聞購読の契約！…多量の景品をきっかけに…

Q. 昨夜8時ころ、近所に挨拶に来たと訪問して来た人から洗剤を渡され、新聞の購読を勧められた。新聞は読まないと答えるとさらに、ビール6缶入2ケースと5kgの米2袋を景品として渡され、断りきれずに翌月から3ヶ月間、朝刊のみ購読する契約をした。今日、通院中の病院から入院するように言われた。明後日から配達が始まるが断りたい。どうしたらよいか。（70歳 男性）

A. 事業者は訪問販売に先立って勧誘目的や事業者名を告げること、書面の交付などが義務付けられています。さらには高齢者などの判断力の不足に乗じて勧誘を行うことや、消費者の経済状況などに適さない勧誘を行うことは違反行為とされています。

相談者の場合、書面の交付から8日以内であるのでクーリング・オフができることを説明し、手続きを助言しました。

今後のトラブルを防ぐために、玄関先に「訪問販売お断り」のステッカーをはり訪問を禁止することも有効でしょう。

消費生活のご相談は

美幌町消費生活センター

電話・FAX 0152-72-0366

月～金曜日 10時～16時（年末年始・土日祝日を除く）